

## 正法院十三佛永代墓管理規約

- 第一条 宗教法人、正法院十三佛永代墓（以下墓地という）の五輪塔墓、舍利壺納骨墓 又は合祀墓を使用する場合には、本規約に定める処による。
- 第二条 本墓地は正法院十三佛永代墓と称し、管理事務所を横浜市金沢区釜利谷東3丁目4-24 宗教法人正法院内に置く。
- 第三条 墓地及びその施設、設備は事業主体たる宗教法人正法院の法人財産とし、その代表役員たる住職が運営及び管理者となる。
- 第四条 墓地使用者は墓地の施設、設備を利用できる。
- 第五条 墓地使用者は宗教法人正法院（真言宗・御室派）の檀信徒であることを理想とするが、他の宗旨・宗派の者も拒まない。
- 第六条 墓地使用者は所定の使用料を全額納入し、管理者の使用台帳に住所、氏名を記載された者とする。管理者は墓地使用者に使用許可証を交付する。
- 第七条 墓地使用者は指定された墓地の使用権を有する。
- 第一項 墓地使用者は転居した場合、直ちに転居先を管理者に報告しなければならない。
- 第二項 五輪塔墓、舍利壺納骨墓使用者の遺骨は、納骨後十三年経過すれば合祀する。但し当初の契約により十三年より長い期間の納骨は別に定めた使用料を支払うことにより可能となる。  
また十三年経過後に継続して使用を希望する場合も、所定の使用料を支払うことにより可能となる。
- 第八条 第一項 墓地使用者が次の各号に該当した場合、管理者は墓地使用権失効（離脱）させることができる。
- 1) 申込みに虚偽があった場合。
  - 2) 第十条第一項の各号に抵触し、これに対する改善を求められたに拘わらず従わなかった場合。
  - 3) 他の墓地使用者に対して著しく迷惑を及ぼし公序良俗に反し墓地運営に支障を来たす行為をし、改善を求められたに拘わらず従わなかった場合。
  - 4) その他やむを得ない事情により墓地使用者を離脱した場合。
- 第二項 墓地使用者が前項各号の何らかに抵触し、使用権を失効した場合、既納の使用料は返還しない。
- 第三項 墓地使用者が当条第一項に抵触し離脱した場合、使用権を放棄したものとし、その墓地に関する権利一切は宗教法人正法院に帰属する。
- 第九条 墓地使用者が納骨する場合は、管理者又は管理者が任命した者の立会いの下に納骨することとする。
- 第十条 第一項 墓地においては次の事項を禁止する。
- 1) 許可なく設備の変造、改造を行うこと。
  - 2) 既得の永代使用権を譲渡又は転売すること。

- 3) 納骨の場所に納骨の目的以外に使用すること。
- 4) 指定場所以外で火気を使用すること。

- 第二項 前項各号のいずれかに抵触し、又は抵触する恐れがあると認められる場合、管理者は当該墓地使用者に対してその改善、又は停止を求め、墓地使用者はこれに従わねばならない。
- 第三項 前項の行為によって墓地使用者が被害を被っても管理者はその責を負わない。
- 第四条 管理者の許可を得た場合は、当寺院以外の僧侶の出入りを妨げない。

- 第十一条 墓地の運営にかかる財務は、使用料並びに寄贈、その他の雑収入をもって運営する。
- 第十二条 墓地の清掃、点検、補修並びに常備品の取替えなどは、使用料によっておこなう。
- 第十三条 災害その他管理者の責に帰すべからざる事由によって墓地に損害を受けた場合は、管理者はその責を負わない。  
管理者は施設、設備の保安、管理には充分対応するも、第三者による盗難等の避けがたい理由による遺骨の紛失、損傷等の損害については、管理者はその責を負わない。
- 第十四条 規約の定めなきものについては、墓地埋葬等及び納骨に関する法律、同施行規則、同取扱手続きに準ずる。
- 第十五条 この規約は宗教法人正法院、境内十三佛永代墓の管理規約として、平成17年4月1日（西暦2005年4月1日）より施行する。

宗教法人 正法院  
代表役員 友繁照純